

渋谷区 LINE 公式アカウント運用要綱

平成 29 年 2 月 8 日 区長決裁

令和 2 年 3 月 2 8 日 部長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、渋谷区（以下「区」という。）が運用する LINE 公式アカウント（以下「当アカウント」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(アカウント名等)

第 2 条 当アカウントのアカウント名は「渋谷区」とし、アカウント ID は@shibuyacity とする。

2 当アカウントによるメッセージの投稿その他運用の管理については、経営企画部経営企画課が行う。

(運用時間等)

第 3 条 当アカウントの運用時間は、原則として平日 8 時 3 0 分から 1 7 時 1 5 分までの間とする。

2 区は、前項に規定する運用時間において、不定期に次条に掲げる情報を配信する。

(サービスの内容)

第 4 条 区が当アカウントにより提供するサービスは、次に掲げるものとする。

- (1) 妊娠中から子育て中までにおける子育てに関する総合的な情報のセグメント配信
- (2) 区が開催する各種講座及び面談等の予約
- (3) AI による問い合わせ自動応答
- (4) 位置情報を活用した周辺施設案内
- (5) 各種オンライン申請
- (6) 道路、公園等の不具合及び落書きの通報
- (7) 前号に掲げるもののほか、区が適当と認める情報の配信

(当アカウントの利用開始手続)

第 5 条 区は、当アカウントを利用しようとするものに対し、その利用開始に当たり、別に定める「渋谷区 LINE 公式アカウント利用規約」への同意を求めるものとする。

(メッセージ等への回答)

第 6 条 区は、当アカウントの利用者から投稿されたメッセージ等に対し、原則として個別

の回答を行わないものとする。

(個人情報)

第7条 区は、個人情報(渋谷区個人情報保護条例(平成元年渋谷区条例第40号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)について、条例の規定に基づき、適切に収集、利用及び管理するものとする。

2 区は、当事者の意思によるものを除くほか、当アカウントを通じて個人情報を収集しない。

附 則

この要綱は、平成29年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。